

# あなたのまちの民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、困りごと、心配ごとを解決に導く身近な相談相手です。

## 意見具中の活動

活動を通じて得た問題点や改善策についてとりまとめ、必要に応じて佐賀市民生委員児童委員協議会を通して関係機関などに意見を提起します。

## 社会調査活動

担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握します。

## 相談活動

地域住民が抱える問題について、住民の立場にたち、親身になって相談に乗ります。

## 生活支援活動

住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制を作っていきます。

## 民生委員・児童委員の

## 7つの活動

## 情報提供活動

社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。

## 調整活動

住民の福祉ニーズに対応し、適切なサービス提供が図られるように支援します。

## 連絡通報活動

住民が個々の福祉ニーズに対応し、適切なサービスや支援が得られるよう、関係行政機関、施設、団体などに連絡し、必要な対応を促すパイプ役を務めます。

### ■民生委員・児童委員には守秘義務があります!!

民生委員は、民生委員法第15条の規定により、個人の人格を尊重し、秘密を守ることが法律で義務づけられています。相談内容の秘密とあなたのプライバシーは守ります。



### ■民生委員・児童委員制度創設100周年

民生委員制度は、平成29年に制度創設100周年を迎えます。

民生委員・児童委員は、困りごと、心配ごとを解決に導く身近な相談相手です。

# あなたの まちの 民生委員・児童委員



**お気軽にご相談ください。**

民生委員・児童委員には守秘義務があり、相談内容などの秘密は守られます。



**相談・支援・調査**

高齢者や障がい者、その他困りごとを抱える地域住民のために



**犯罪・被害・虐待の防止**

地域住民の安心・安全を守るために



**子育て支援**

地域の子どもと子育て家庭を地域全体で支えるために

## 民生委員・児童委員とは

厚生労働省から委嘱された、地域における相談・支援のボランティアです。

常に住民の立場になって相談に応じ、必要な援助、関係機関への協力等を行います。

また、児童委員も兼ねており、児童や妊産婦に関する必要な情報提供や援助等を行っています。

## 主任児童委員とは

民生委員・児童委員の中で、子どもや子育てに関する支援を専門に担当しています。

民生委員・児童委員と連携しながら、いじめや不登校問題の相談、児童虐待の早期発見・対応のため、学校や児童相談所、地域住民も含めたネットワークづくりを推進し、パイプ役として活動しています。

### 【 任 期 】

3年

### 【 選 出 方 法 】

地区の自治会から市に推薦後、市の民生委員推薦会を経て、県に設置された地域社会福祉審議会で推薦され、厚生労働大臣から委嘱されます。

### 【 活 動 内 容 】

民生委員・児童委員は、市民と行政を結ぶパイプ役として福祉活動を行っており、地域福祉の相談窓口として、地域に根ざした活動を行っています。

地域住民

佐賀市

民生委員・児童委員

◎メモ

【訪問日】 月 日 ( )

【要件】

【連絡先】 担当の 民生委員・児童委員 :

主任児童委員 :

TEL :